

第9回 江南市自治基本条例検討委員会会議録(要旨)

開催年月日 平成22年3月25日(木)

場 所 第2委員会室

議題1 (仮称)江南市自治基本条例骨子案について

議題2 その他

■平成21年10月以降の議会の動きについて

○本日配付の骨子案を11月2日の江南市議会全員協議会に提出しました。その後、議会として協議するため、江南市自治基本条例議会検討委員会が設置されました。これは任意の委員会であり、現在まで5回開催されています。会議では、前文について委員がそれぞれの案を持ち寄った中で議論等もされていますが、取りまとめが難しい状況になっています。具体的には、現在までに方向性として出てきているのは、自治基本条例ではかた過ぎる、重過ぎる。まちづくり条例といったような名称の方がよいのではないか。最高規範性もできればない方がよいのではないかということです。

■議会検討委員会正副委員長との打合せ内容について

(報告)

- 冒頭、岩田委員長から、条例の名称について議会で検討を進めているが、中身からするとまちづくり基本条例の方がふさわしいのではないかという御意見がありました。我々、与えられている人間からするとどうなるかというところが問題だが、内容的にいうとどちらでも通用する中身であると思っているということを言いました。
- 議会が審議を始めるということで全体の検討がストップしているのは議会側からしても本意ではない。やることは進めてほしいとの要望がありました。
- この自治基本条例の最高規範性は少し重過ぎるのではないか。議員にそんな意見があるということでした。
- 具体的な審議はもう既に始まっているわけですが、その中でまず前文を取り上げられ、いろいろ議論があったようです。私の理想としては、前文は最後に形づけければいいので、余りそれについての審議はしてきませんでした。ただ、その進行を待っているわけにはいかないため、骨子案の次の段階としての条例案を検討していきたい。

(質疑・意見)

- 我々の自治基本条例検討委員会ができたのはもう1年以上前である。去年の10月までは順調に進んできたが、何か議会側がこれに対して腰が引けているというか、

真剣に受けとめて検討しているような姿勢を感じない。始めから自治基本条例検討委員会と銘打って市民公募してスタートしているわけだから、今さら最高規範性が重過ぎるといのはおかしい。一宮市は我々よりも後から検討委員会が立ち上がったにもかかわらず、最近の新聞情報によれば6月議会で条例案を提出して来年の1月から施行するようである。このような状況の中で、まだ前文がどうのこうのだから、最高規範が重過ぎるだとか、まちづくりにするだとか。議会側の理解が足りないのではないか。

- 私たちの検討委員会に議会から傍聴にみえた方はわずかの議員である。市議会議員の皆さんも来ていただき、我々の気持ちも汲みながら、枠組みを考えていただきたい。
- 議員の側とは少し落差がある。これは非難し合っても仕方がないため、お互いに理解し合っていくということになる。今後の課題はその機会をどのようにつくっていくかになるが、こちらの作業を進めることが議会への意思表示になるのではないか。
- 任意の検討委員会なら我々と交流することもできるし、お互いに議論すると認識の差が早く縮まるのではないか。議事録を読むだけでは会の雰囲気は伝わらない。我々の進行具合や気持ちを議員側に伝えるためにもぜひ会長の方から強い申し出をしてもらいたい。
- 議会の意思と我々の意思との接点を持たなければならない。議会で承認されないものを幾らつくっても仕方がない。我々の気持ちをいかに向こうに理解してもらおうかだと思う。
- 我々の思いはいっぱいあるが、それが本当に伝わっているかどうかは問題かもしれない。懇談会のようなものをどこかで持っていただいて、我々の思いを言える場所をつくっていただくことが大事だと思う。両方の意見がうまく求め合えるような会をつくってほしい。
- 日程はともかくとして、懇談会を持ちたいという申し入れをすると。最初の第一歩をこちらから出すということではどうか。

■議会研修会の内容について

- どのような自治基本条例を策定すべきかについて、完璧な条例はない。我々江南市民にどれくらいの地域力や市民力があるかは未知数であるが、江南市の実情に合った個性的な条例をまずつくることが前進であるとの言葉が一番印象的であった。まずつくって前進していくというのは非常にいい話だと思う。
- 三重県議会は自身の議会改革のため、平成18年12月に基本条例を可決しており、非常に進歩した議会運営がなされている。
- 国政レベル、法律レベルでの自治の体制自体がかなり変わっていく流れにはあるように思う。地方自治法の抜本改正で国がやるのは基本法だけで、後は自治体で決めてくださいということになると自治基本条例は大事になってくる。

■配付資料(骨子案、条例の文例)について

(説明)

○骨子案は市議会全員協議会にお示しをしたわけですが、検討委員会で骨子案の協議後、議会へ出す前に市の幹部会で一部修正を加えたものです。大きな修正点は、市職員の責務です。従来は市民の権利利益についての文章でしたが、職員の責務の中に含めてこのような表現にしたものです。公益通報に関する制度の条文については、お互いがお互いを監視するようなことになるのではないかと削除いたしました。条例の文例につきましては、条例案を検討していくにあたり、参考として提出したものです。

(質疑・意見)

- 「である調」、「です・ます調」は別にして、前文はわかりやすくした方がよいのではないか。条文は解説を入れ、わかりにくい箇所を補えばよい。
- 言葉の概念の定義として章で入る部分があるが、恐らく解説版が必要になる。今回お示しした条例の文例の形でいけば、かなり簡単な作業で条文化は進むと思う。
- 議会へ影響を考えながら条文案をつくるのか。
- 情報を得ることができたなら、内容を加味して条文を整えていくことも考えている。
- 最終的に条例も議会の議決となる。円滑にいくためにも、情報をできるだけクロスして反映させながら進めていけたらと思う。
- 情報をクロスして進めることには賛成だが、それがどんどん遅れていくようなことを懸念する。
- 結局すり合わせをしなければならぬから、向こうが出てこない限りは最終的な形に進んでいかない。時間的ロスが生じる。
- こちらの検討委員会のペースでもって進めていくことは必要だと思う。
- 前文は差し当たりこのままにしておいて、とりあえず骨子案をもとにした条例案をつくってもらいたい。
- シンポジウムを開催するとしたらどの段階になるのか。議会と意見が食い違っている段階でやると後でややこしくなるので、ある程度懇談会が終わった後でやった方がよい。
- すり合わせが終わっていないものを出しても意味がない。議会側と我々委員会側の意見がある程度まとまった段階で、議員も横に並んで市民に向かってシンポジウムをやる方式がよい。
- 条例の名称について、市長からは自治基本条例をつくれと言われているから、別のものをつくっていいのかどうか。
- 江南市を元気にすることが第一ですので、それにとってのものであれば市長は名前にこだわるものではないというふういきょうまで聞いている。
- 公約で私の考えは基本条例だったと市民に約束したんだから。まちづくりではないと言ってもらわなければならない。
- 自治基本条例をつくるとして皆さんが集まっているので、ここで変えることはできないと思う。

- 女性の立場からは基本条例よりもまちづくり条例の方が親近感がある。武長委員からの説明からいくと、何ら今まで我々がやってきたことと考えるとほとんど同じ形で進めてきているため、まちづくり条例でよいのではないか。
- 先日も新聞で自治基本条例の報道がされた。自治基本条例の市民への浸透を目指してのPRではなかったのか。その中でいかにわかりやすくやわらかいものをつくるかが大切だと思う。
- タイトルから出てくるものを想定して、自分たちにとって不利な内容にもっていかれるのではないかということなのか。今の地域力、市民力からするとここからスタートした方がいいという説得ある話なのか。そこは聞いてみないとわからない。
- 今の段階では我々がタイトルを変える必要はなく、自治基本条例の検討委員会が出した後、途中で議論して最後に議会でどうなるかということですから。それは懇談会、シンポジウムで議論してはどうか。
- 住民が行政を縛るような意識で市長が思われると議会側寄りになってしまう。できたら市長と我々もフランクに話をしたいくらい。
- きょう勉強して結論出すということではない。この議論の中では、名称を自治基本条例の一つのニュアンスは、より主権者である市民が行政をチェックする力点があると。それに対して、まちづくりは市民も一緒に協働でとの力点が強くなる。そこら辺が分岐点になると思う。実際ここでは、協働というのも定義に入る形になっています。そういう意味では、広く一般的にということ言えば自治基本条例でこれまでやってきたし、これを今変える必要はないということで、改めて議会ともう一回議論するというところで……。こちらの意見はやっぱり変えましたというようなことを今言う段階ではないと思うので、自治基本条例のままでいくということです。
- 議会の方の意見をかいつまんでご紹介しますと、まちづくりといった場合は市民にとってなじむと、自治となると重く受けとめる方が多いのではないかという意見が出ておりました。こうしたことから、まちづくりの方がよいのではないかという意見が出ていたということです。
- 地方自治法そのものが基本法的な性格が変わっていくと、かなり市政への根本運営原則などを決める条例としては基本の条例になっていく形になると思う。まちづくりの条例ではないものが必要になっていくと。
- 国の方で地方自治法の改正であるとか住民投票条例の義務化的な法律も見えてきています。今、骨子案では住民投票も含めていますが、これについても国との整合性も出てきますので、その辺も今後は考慮する必要があります。

■その他

- 次回の検討委員会は、4月22日の午前10時から開催することとされた。